

埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県において肝炎に関するコーディネーターを養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、埼玉県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 肝炎に関するコーディネーターの名称は、第6条第1項及び第3項に規定する養成研修の受講に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 埼玉県肝炎医療コーディネーター

県が実施する肝炎医療コーディネーターの養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した、主に医療機関で活動する者

(2) 埼玉県肝炎地域コーディネーター

県が実施する肝炎地域コーディネーターの養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した、主に行政機関や職域で活動する者

(基本的な役割)

第3条 埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターは、第6条第1項又は第3項の規定による修了証書の交付を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第4条 埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターの主な活動内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 埼玉県肝炎医療コーディネーター

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

来院者等への肝炎及び肝炎治療に関する情報、知識等の提供と相談への対応、治療中の療養支援及び治療後の継続受診勧奨

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

特に肝炎治療特別促進事業における肝炎医療費助成制度、肝炎重症化予防推進事業における検査費用助成制度、B型肝炎給付金及びC型肝炎給付金に関する

る説明と各窓口の案内

ウ 肝臓病教室の実施や患者サロン等への参加

エ 肝疾患等の知識を有する人材の育成

保健医療福祉等関係者向けの勉強会の開催等

オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 埼玉県肝炎地域コーディネーターのうち保健所又は市町村の肝炎対策担当部署で活動する者

ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発

イ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨

ウ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

特に肝炎治療特別促進事業における肝炎医療費助成制度、肝炎重症化予防推進事業における陽性者フォローアップ事業、検査費用助成制度、一次専門医療機関に関する説明と各窓口の案内

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 埼玉県肝炎地域コーディネーターのうち民間企業、医療保険者等の職域機関で活動する者

ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発

イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 埼玉県肝炎地域コーディネーターのうち、(2)及び(3)の機関以外で活動する者

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための県民等の普及啓発

イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第5条 埼玉県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患診療地区拠点病院、一次専門医療機関その他の医療機関及び検診機関等に配置するものとする。

2 埼玉県肝炎地域コーディネーターは、保健所又は市町村の肝炎対策担当部署、民間企業、医療保険者等の職域機関、その他の機関等に配置するものとする。

3 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患診療地区拠点病院に埼玉県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による埼玉県肝炎医療コーディネーターの養成、名簿登録及び修了証書の交付を行うものとする。

4 県は、県内の全ての保健所及び市町村に埼玉県肝炎地域コーディネーターが配置さ

れるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による埼玉県肝炎地域コーディネーターの養成及び修了証書の交付を行うものとする。

(養成、修了証書の交付及び名簿登録)

第6条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者に埼玉県肝炎医療コーディネーターの養成課程を修了した者として、修了証書及び修了バッジを交付するものとする。

- (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
- (2) 県が実施する埼玉県肝炎医療コーディネーターの養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者

2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埼玉県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
- (2) 肝疾患の基本的な知識(総論及び各論)
- (3) 県の肝炎に関する施策
- (4) 地域の肝疾患診療連携体制
- (5) 埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターの具体的な活動事例

3 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者に埼玉県肝炎地域コーディネーターの養成課程を修了した者として、修了証書及び修了バッジを交付するものとする。

- (1) 保健師、栄養士等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医、保健師等の企業又は団体に健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
- (2) 県が実施する埼玉県肝炎地域コーディネーターの養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者

4 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埼玉県肝炎地域コーディネーターに期待される役割、心構え
- (2) 肝疾患の基本的な知識(総論)
- (3) 県の肝炎に関する施策
- (4) 地域の肝疾患診療連携体制
- (5) 埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターの具体的な活動事例
- (6) 肝炎患者の療養生活に関すること

5 知事は、第1項及び第3項の規定により埼玉県肝炎医療コーディネーター又は埼玉県肝炎地域コーディネーターの修了証書及び修了バッジを交付したときは、埼玉県肝炎医療コーディネーター名簿又は埼玉県肝炎地域コーディネーター名簿に登録を行い、原則として名簿を公表するものとする。

6 知事は、埼玉県肝炎医療コーディネーター又は埼玉県肝炎地域コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、前項に規定する名簿から登録を抹消する。

- (1) 埼玉県肝炎医療コーディネーター又は埼玉県肝炎地域コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

- (2) 疾病その他の理由により埼玉県肝炎医療コーディネーター又は埼玉県肝炎地域コーディネーターとして活動することが困難になったとき
- (3) 本人から名簿登録取消の申し出があったとき

(修了証書の有効期間及び更新)

第7条 埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターの修了証書の有効期間は、第6条第1項又は第3項の規定による研修会を受講した日から受講した年の5年後の末日までとする。

- 2 埼玉県肝炎医療コーディネーター又は埼玉県肝炎地域コーディネーターの修了証書を更新しようとする者は、各修了証書の有効期間内に第8条第1項に定める研修会を受講するものとする。県は、第8条第1項に定める研修会を修了した者に、修了証書を交付するものとする。修了証書の有効期間は、第8条第1項に定める研修会を受講した日から受講した年の5年後の末日までとする。

(技能向上及び活動支援)

第8条 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

- 2 県は肝炎医療コーディネーター及び肝炎地域コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(活動報告)

第9条 県は、埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターに対し、その活動状況の報告を求めるものとする。

(守秘義務)

第10条 埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第6条第6項の規定により名簿から登録を抹消された後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、埼玉県肝炎医療コーディネーター及び埼玉県肝炎地域コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。